

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正す る法律案について

厚生労働省 雇用環境・均等局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び 次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充(育児・介護休業法)

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を 講じ(※)、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。
 - ※ 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択
- ② 所定外労働の制限 (残業免除) の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子 (現行は3歳になるまでの子) を養育する労働者に拡大する。
- ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生(現行は小学校就学前)まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化 【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超(現行1,000人超)の事業主に拡大する。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。
- ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限(現行は令和7年3月31日まで)を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等 [育児·介護休業法]

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備(労働者への研修等)を事業主に義務付ける。
- ③ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。

このほか、平成24年の他法の改正に伴い整備する必要があった地方公営企業法第39条第6項について規定の修正等を行う。

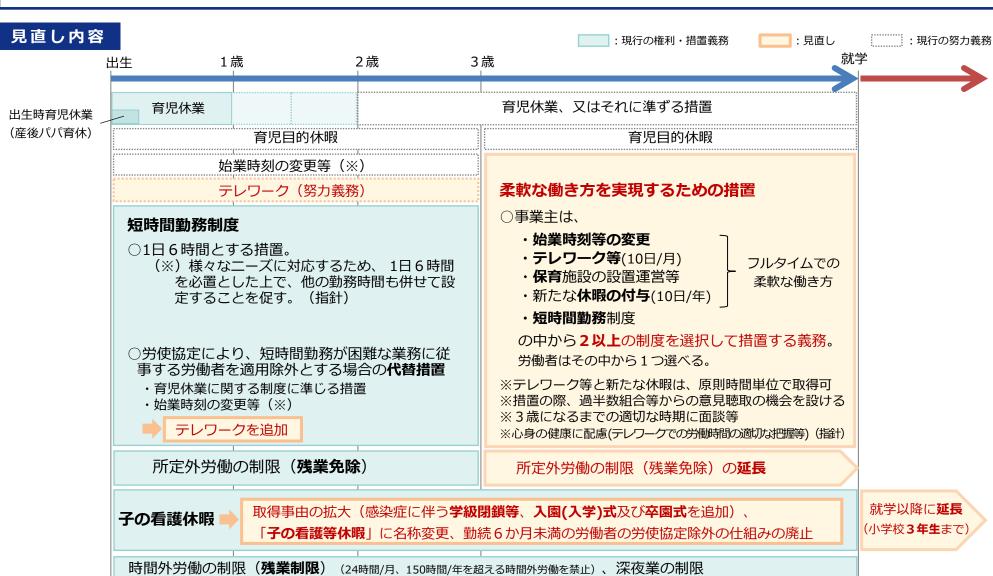
施行期日

令和7年4月1日(ただし、2③は公布日、1①及び⑤は公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日)

1. (1)子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

改正の趣旨

■ 子の年齢に応じてフルタイムで残業をしない働き方やフルタイムで柔軟な働き方を希望する割合が高くなっていくこと(女性・正社員)などから、男女とも希望に応じて仕事・キャリア形成と育児を両立できるようにしていく必要がある。



※始業時刻の変更等:フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

•

1. (2) 労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮等の新設

改正の趣旨

■ 労働者の仕事と育児の両立支援のニーズに対応するためには、「柔軟な働き方を実現するための措置」の制度等の周知とその利用の 意向を確認するとともに、子や各家庭の状況に応じた個別の意向に配慮する必要がある。

見直し内容

労働者からの妊娠・出産等の申出

1 出生

3歳になるまでの適切な時期

2

3歳

就学

育児休業制度の個別周知・意向確認

「時期〕

本人又は配偶者が妊娠・出産等を申し出たとき

[個別周知と意向確認]

・事業主は、労働者に対して育児休業制度等の周 知と育児休業・産後パパ育休の取得意向を確認す るために面談等の措置を講じなければならない

「柔軟な働き方を実現するための措置」の 個別周知・意向確認

「時期〕

3歳になるまでの適切な時期

(加えて、最初の利用時以降にも定期的な面談等を実施することが望ましい(指針))

「個別周知と意向確認]

・事業主は、労働者に対して制度等の周知と利用 の意向を確認するために面談等の措置を講じな ければならない

定期的な面談

- ・妊娠・出産等の申出時
- ・「柔軟な働き方を実現するための措置」 に係る面談等
- ・育児休業からの復職時
- ・短時間勤務制度や「柔軟な働き方を 実現するための措置」の利用期間中 などの機を捉え、定期的な面談を行う ことが望ましいこととする(指針)

個別の意向の聴取と配慮

[個別の意向の聴取]

・子や家庭の状況により、両立が困難となる場合 もあるため、労働者の離職を防ぐ観点から、意向 (勤務時間帯や勤務地、両立支援制度の利用期間 の希望等)を確認しなければならない

[意向の配慮]

・意向を確認したあとは、自社の状況に応じ、事業 主はその意向に配慮をしなければならない。

例:配置、業務量の調整、両立支援制度の利用 期間等の見直し、労働条件の見直しなど

個別の意向の聴取と配慮

[個別の意向の聴取] (同左)

[意向の配慮] (同左)

個別の意向の聴取の時期

- ①、②の時期のほか、
- ・育児休業後に就業を開始する際
- ・労働者から申出があった際 等に、個別の意向を確認すること が望ましいこととする(指針)

さらに望ましい対応として、

- ・子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護休暇等の利用可能期間を延長すること
- ・ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること 等を示す(指針)

: 現行の措置義務

: 見直し

2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

改正の趣旨

■ 現在の少子化の進行等の状況や「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」を目指す観点から、次世代育成支援対策推進法を延長すると ともにその実効性をより高め、男性の育児休業取得等をはじめとした仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組を一層促す必要がある。

見直し内容

次世代育成支援対策推進法

令和7年3月末までの時限立法(平成17年4月から10年間の時限立法。その後10年間延長。)



令和17年3月末まで10年間延長

玉

事業主

行動計画策定指針(第7条)

市町村・都道府県

|地方公共団体行動計画の策定(任意)

: 現行の措置義務

:見直し

①企業等(一般事業主):行動計画の策定、認定制度

常時雇用労働者100人超 : 義務

常時雇用労働者100人以下:努力義務

■男性の育児休業取得率の公表義務(育児・介護休業法)

常時雇用労働者1,000人超:義務



300人超の事業主に拡大

自主的な 行動計画の策定

都道府県労働局への届出・ 事業主による公表、実施 計画終了:

目標達成

基準を満たした場合 📈

厚生労働大臣による 🥻 🦫 認定



■ PDCAサイクルの確立

育児休業取得状況や労働時間の状況を把握し、 改善すべき事情を分析した上で、分析結果を 勘案して新たな行動計画を策定又は変更

認定基準(省令事項)の見直し

- ■育児休業取得率の基準を引上げ
- ■時間外労働の基準の引上げ(育児世代に注目した 基準ち追加)
- ■男性の育児休業取得期間の延伸のための基準を追加
- ■計画の什組みを見直し、数値目標(育児休業の取得状況、労働時間の状況)の設定を義務付け
 - ※男性の育児休業等取得率、フルタイム労働者の各月の時間外・休日労働時間

行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、例えば以下のような内容を示す(指針)

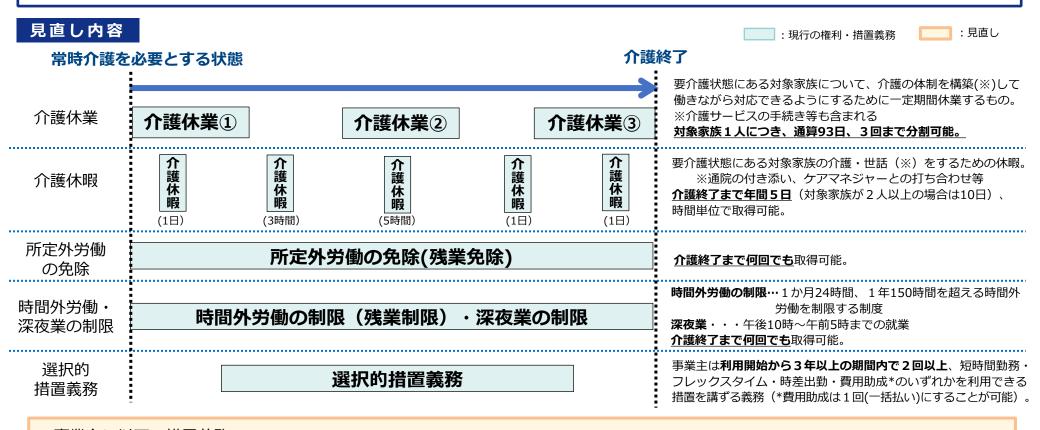
- ・両立支援制度利用時の業務の分担や業務の代替要員確保に関する企業の方針
- ・育休後に復帰するポジションに関する納得感の向上に向けた取組に関すること
- ・育児休業取得者や短時間勤務制度利用者、その周囲の労働者に対するマネジメントや評価に関すること
- ・育児に必要な時間帯や勤務地に対する配慮に関すること
- ・育児中の労働者や育休中の労働者の業務を代替する労働者の心身の健康への配慮(勤務間インターバルの確保に関することを含む)等

②国・地方公共団体の機関(特定事業主) ※こども家庭庁等が所管

3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

改正の趣旨

■ 仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、仕事と介護の両立支援制度の個別周知と意向確認により効果的な周知が図られるとともに、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行うことが必要である。



- ■事業主に以下の措置義務。
 - ・介護に直面した労働者が申出をした場合に、両立支援制度等に関する情報の個別周知・意向確認
 - ・介護に直面する前の早い段階(40歳等)の両立支援制度等に関する情報提供※併せて介護保険制度についての周知も望ましい(指針)
 - 研修や相談窓口の設置等の雇用環境の整備
 - ※介護休業制度の目的(介護の体制を構築するために一定期間休業するもの)の理解促進を図る観点から、事業主による個別周知等を行う際には、 その制度目的を踏まえることが望ましい(指針)。
- ■介護期の働き方について、労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務。
- ■介護休暇の勤続6か月未満の労働者の労使協定除外の仕組みは廃止する。

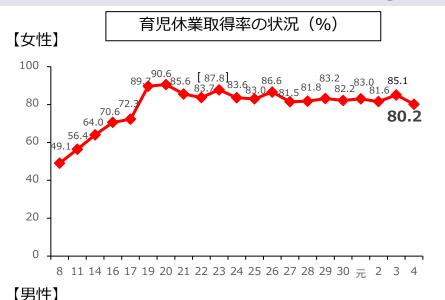
参考資料

ひと、くらし、みらいのために



育児休業の取得率・取得期間の状況

- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準となっている (令和4年度:17.13%)。
- 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は約5割が2週間未満であり、依然として短期間の取得 が中心。一方、男性の「1か月~3か月未満」の取得は24.5%で、3番目に多い取得期間となっている。(令和3年度)



育児休業取得期間の状況(%)

	5日 未満	5日 ~	2週間~	1月 ~	3月 ~	6月 ~	8月 ~	10月 ~	12月 ~	18月 ~	24月 ~	36月 ~
平成27年度	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
平成30年度	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6

6月以上が95.3%

				
男性】		17 12		
	政府目標	17.13		
15 -	令和 7 (2025)年 : 50%	13.97		平成27年度
	令和12(2030)年 : 85%	12.65		平成30年度
10 -		7.48		令和3年度
5 -	1.72 [2.63] 2.65 0.42 0.56 _{0.5} 1.23 1.38 1.892.03 ^{2.3}	6.16 5.14 3.16	·	2
	0.42		※育児	尼休業取得率
0			_	出産者のうる
8	11 14 16 17 19 20 21 22 23 24 25 26 27	28 29 30 元 2 3 4		調

平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

3月 12月 18月 24月 36月 5日 5日 1月 6月 8月 10月 2週間 未満 \sim 平成27年度 56.9 17.8 8.4 12.1 2.0 0.0 1.6 0.2 0.7 0.1 平成30年度 36.3 35.1 9.6 11.9 3.0 0.9 0.4 0.9 1.7 0.1 令和 3 年度 25.0 26.5 13.2 24.5 5.1 1.9 0.0 1.1 1.4 0.9 0.2

2週間未満が51.5%

出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者 (開始予定の申出をしている者を含む。) の数

調査前年の9月30日までの1年間(*)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数

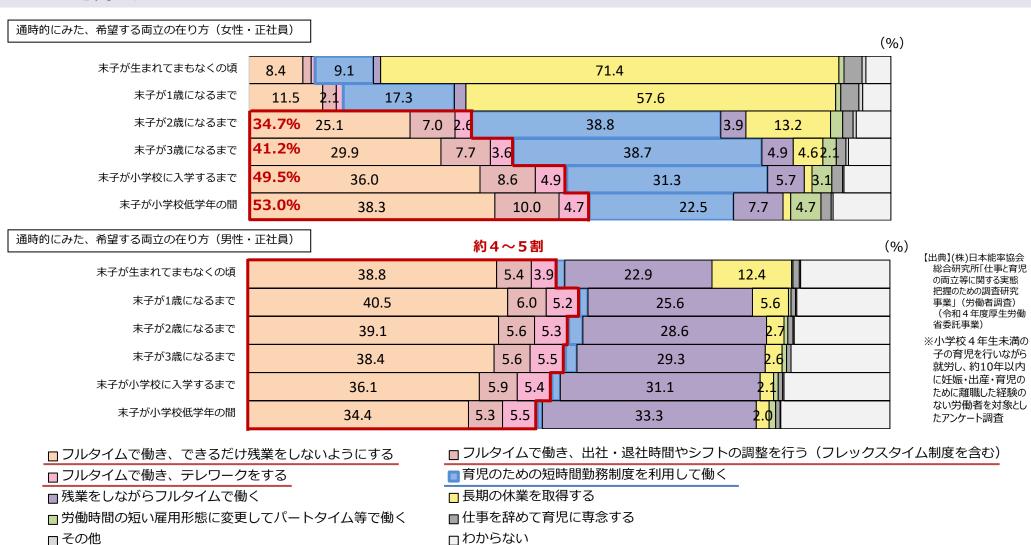
(*) 平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

【出典】厚牛労働省「雇用均等基本調查 |

※育児休業取得期間の調査対象:各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

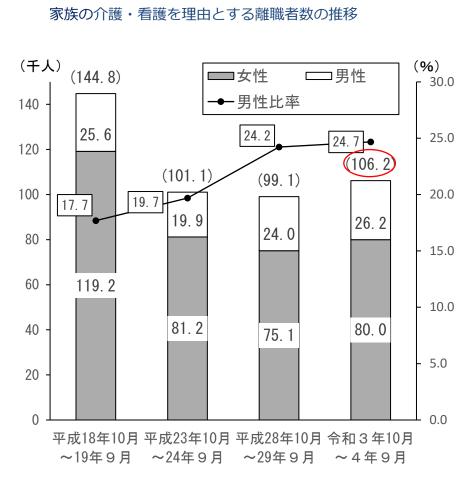
希望する仕事と育児の両立の在り方

- 女性・正社員については、子が生まれてまもなくは休業、1歳以降は短時間勤務を希望する割合が高いものの、 3歳以降は、残業をしない働き方や、柔軟な働き方(出社・退社時間やシフトの調整、テレワーク)を希望する割合が高くなっていく。
- 男性・正社員についても、残業をしない働き方や柔軟な働き方を希望する割合が子がどの年齢でも約4~5割と高い。

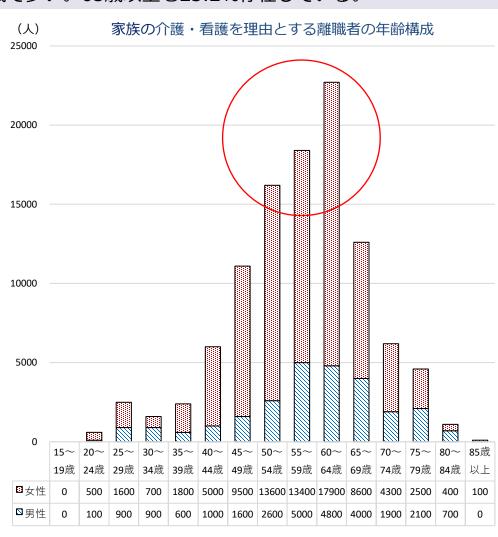


介護離職者の現状

- 家族の介護や看護を理由とする離職者数の推移をみると、離職者数は減少傾向にあるものの、60歳以上の年齢層での離職者の増加等の影響により、直近の数値は約10万6千人で増加。男性の割合は上昇傾向にあることが分かる。
- 家族の介護・看護を理由とする離職者は、50歳~64歳で多い。65歳以上も23.2%存在している。



【出典】総務省「就業構造基本調査」(平成19年、24年、29年、令和4年) (注) 離職者には、前職が雇用者以外の者も含まれる。



【出典】総務省「令和4年就業構造基本調査」令和3年10月~令和4年9月の離職者